

第 7 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年1月12日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加 倉 井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員（0名）

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
- 議案第8号 事務局職員の人事について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、ただいまから総会に入ります。

会長、総会の開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。

2024年、皆様方には、それぞれ希望に満ちた新年をお迎えのことと存じます。しかしながら、1月1日、未曾有の大変な地震が能登半島で起こりました。まだまだこれから大変な数の犠牲者も出るのではないかと考えております。現在死者は200名余り、そしてまた、行方不明者も100名からいるというような状況であります。問題は、これからの度合いによっては災害関連死も起きてくるのではないかと考えております。

私ども水戸市農業委員会としては、平成25年、輪島市農業委員会を視察した経緯があります。輪島市農業委員会には本当にお世話になり、また、世界遺産の白米千枚田なども見学をしまして、それらも大変な被害になっている状況であります。本来ならば緊急動議という形で抛出をしなければいけないかと思うんですが、そういった時間ありませんので、熊本地震のように義援金を御礼のお返しとして送ってはどうかと考えておりますが、もし何か問題があれば言っていただいで、なければお認めいただければと考えておりますが、どうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 ありがとうございます。それでは、早速そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

今日は今年初めての総会ということでもありまして、1年の計は元旦にあるという言葉がありますように、本当に今後とも1年、よろしく皆様方のご協力をいただいで運営してまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第7回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきまして、お諮りいたします。

いかがでしょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

13番の軍地美代委員，そして14番の渡邊京子委員，よろしくお願ひいたします。

(「はい」の声あり)

議 長 議案の取下げがありますので，事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の取下げがございますので，お手元の第7回総会（取下表）と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は，議案書の1ページになります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての第2項，第3項，第4項になります。

令和6年1月11日に，申請人から取下げ願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に，議案総括表について，事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7回総会の農地法許可申請等に関する審議総括について，ご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が15件，農地法第4条の審議案件が2件，農地法第5条の審議案件が24件，土地現況証明が3件でございます。報告事項としまして，農地法第3条の3の届出が16件，農地法第4条の届出が3件，農地法第5条の届出が19件，農地法第18条第6項の通知が1件，制限除外の農地の移動届が1件，登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして87件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に，私の担当地区については，関係委員として意見できませんので，調査の上，代理発言を，10番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番, 軍地です。この件につきまして調査検討した結果, 許可相当と思われる
ます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番, 軍地です。調査検討した結果, 許可相当と思われるのでご審議をお
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。調査検討したところ，許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番，高安です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番，高安です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番，一木です。調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，自作地に隣接し耕作に便利のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番，一木です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。受

人、渡人の双方が隣合わせで、今までも渡人のほうは売りたい、受人のほうは買いたかったということで合致した意見がありました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 許可相当でいいですね。

一木委員 許可相当と思われます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 自作地に隣接し自家消費するために申請地を譲り受け, 耕作したい旨の申請であります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。本件を調査検討したところ, 受人は, 渡人のこの土地を十数年にわたり家庭菜園として耕作していました。今回, 下限面積要件が廃止になったことにより譲り受けるものです。よって法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷克己です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われ
ますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いた
します。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われ
ます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いた
します。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番，市村です。この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思います。この島田地区は，今後基盤整備に入るわけでございます。その中で，この土地が地区外ということでこのような申請になっております。皆様のご審議よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

3番，笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を申し上げます。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局からご説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、太陽光発電事業を営み、周辺地区で事業を拡大しておりますが、資材の一時保管、メンテナンスを行う場所が必要であるため、資材置場を設置する計画に変更したい旨の申請でございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 11番、吉澤です。この事業計画変更について、調査検討の結果、法令に照らし承認できるものと思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から承認相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認と決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われまので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や原野に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番, 皆川です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思量されます。

なお, 議案発送時には建築指導課に開発許可の申請がありませんでしたが, 開発許可の申請がされ, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番, 皆川です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、令和5年10月31日に許可済みであります。令和5年12月21日に許可の取消し願が提出され、受人を夫婦連名にして変更して再申請がされたものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、令和4年6月24日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり、農地転用事業としては、計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建て売り住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 令和4年6月24日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり, 農地転用事業としては, 計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから, 許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建て売り住宅を建てる目的へ変更するため, 承継を伴う事業計画変更願が提出され, 改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料

されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷克己です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思

料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、雑種地や雑景に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大圖委員 すいません、いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

大圖委員 12番、大圖です。議案書を見ると、第16項、第17項、第18項と同じ申請者が同時申請というのはこれはどうなんですか。太陽光発電設備の同時申請は、同じ業者が複数の申請者の場合は認めないという話じゃなかったのですか。

議 長 はい、どうぞ。

事務局 ただいまの大圖委員からの質問にお答えいたします。

昨年、太陽光発電設備の申請に対しましてかなり多い申請があったということで、同時に申請可能な件数を絞ろうかという話を昨日もいただきました。結果、行政手続法において、申請をした場合に件数を絞るということは難しいというのがありました。ただ、幾つでもいいよというのはなかったものですから、最終的には実際に安全に工事ができる件数であればということで、結論的には件数の制限はないですが、今回この件数までであればきちんと工事ができるという計画も出されているということで、今回は申請を受け付けているという状況でございます。

大圖委員 はい、分かりました。

議 長 よろしいですか。

大圖委員 はい、ありがとうございます。

議 長 関係委員からは許可相当というご意見でございますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしということでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、続きまして、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。

皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおり始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。この件につきましても調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

外岡委員 よろしいですか。

議 長 はい、どうぞ。

外岡委員 15番、外岡です。どの件ということでもないんですが、調査をするときに関係者に確認のため電話をかけますよね。電話を10回くらいかけても出ないんですよ。だから、申請を受けた事務局では、地元の農業委員さんから、近く確認の電話ないし調査の電話がありますから電話に出てくださいということをお願いいただければ大変ありがたいなと思っております。これは決して私だけじゃないかなと思うのですが。

議 長 調査の方法ですよ。関係者が電話に出してくれないということはよくあることだと思います。でも、確実に調査をしないとこの場で自信を持って結果を報告できませんので、やりづらさは皆さんも感じていると思うんですが、それぞれの方法によってとにかく我々は調査をするという責務がありますので、何とかよろしく願います。

事務局、どうぞ。

事務局 ただいまのご意見、以前、皆川代理からも同様なご意見をいただいているかと思えます。事務局としましては、代理人が申請に多く参ります。調査の際に、もし電話が繋がらない、連絡がつかない時間が長くかかるようでしたらば、一度事務局にご連絡を頂戴しましたらば、代理人を通して、また違う連絡先をお伝えすることも可能かと思えます。お時間がかかってしまうかとは思いますが、これからも調査についてはよろしく願います。

議 長 そういうことでよろしく願います。

外岡委員 分かりました。

議 長 次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、皆様、お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、青柳町の畑、330平方メートルの土地につきましては、土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

第2項、第3項につきましても、同じく転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。
事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課の木村よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について、ご説明いたします。

ここで資料の訂正がございます。表のタイトルに令和5年農用地利用集積計画書(案)と記載していますが、年数に誤りがございました。正しくは令和6年農用地利用集積計画書(案)となります。訂正しておわびいたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて、内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が8万8,040平米、うち再設定が4万1,554平米、畑が4万1,116平米、うち再設定が2万506平米、設定者は27名、取得者

は19名、うち再設定の設定者は16名、取得者は12名でございます。

利用権設定日は、令和6年1月19日、または令和6年2月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

また、農地中間管理機構を介した利用権設定の転貸先一覧につきましては、11ページ以降に記載がございますので、各自でご確認をお願いいたします。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

ここで資料の訂正がございます。表のタイトルに令和5年農用地利用集積等促進計画書と記載していますが、先ほどと同様年数に誤りがありました。正しくは令和6年農用地利用集積等促進計画書となります。訂正しておわびいたします。

それでは、令和6年農用地利用集積等促進計画（再転貸）（案）の集計表にて、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が再設定のみで1万9,793平米、再設定で設定したため取得者は2名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年4月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認をお願いいたします。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を

満たしていると考えます。

議案第7号につきまして説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしとの回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

(事業担当課退席)

議 長 議案第8号 事務局職員の人事についてを上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、皆様、お手元の資料別紙4をご覧ください。

議案第8号 事務局職員の人事についてでございます。

事務局職員の人事について、会長へ一任することで同意を得たい。

令和6年1月12日提出、水戸市農業委員会会長、笹沼恭一。

参考といたしまして、農業委員会等に関する法律を記載してございます。第26条第1項、農業委員会に職員を置く。第3項、職員は農業委員会が任免すると定めていることから、慣例によりまして、会長に事務局職員の人事を一任することについて皆様に提案するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、会長に一任することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、事務局職員の人事については会長に一任することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号にある農地法第3条の3，第4条，第5条の届出ともに，内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので，事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号，第5号，第6号，第7号につきましても，資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議長 以上をもちまして，第7回総会を閉会いたします。ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時20分